9

6

5

1

3

	( A)L1±	第113条 ———————————————————————————————————	1					
(員為本於多多 * · 4 · 2)	(員公大孝芝 44.20)		圆卷水登与方 y · x · / ].	(俱谷内存·7×·5·2)	7	在司 足	〔右同 ५.4.6〕	る診・証数等
	犯行現場了位置	熊林等 经置状况犯行	次一个人,方千甲的腫脹、状		被害者了病状" )	負傷の注納如療状況等	~ ~	后回 九一十
				No.				
								1
66	25	2	2	20	11	7	10	i

C.IIIOS 1 YOH SF.)

					0								, <del>Ç</del>
-									国名り		正 加 岩	-	
1									<i>f</i>	<u> </u>	金银而祭彩酒丧	27 F	517
15									一の位主場人	7	_	T	
1_									見なり有気のかりのを後型になる一大院内放火人精液	足なる	鑑嘱	16	
11							( )		(4.5.54)		右同・リ・リ・ユン		
4		*							統容者。在内的の頭置手	統被	領司殺古言(曆)	15	
99							-	-	( 4.5.4. 25.21 44.41		布電があるだめよけれ		利力
<u> </u>						,			犯行の行切以於車面或状以		実	14	
1 7									( , )		(員為本意志 4、4、2)	1	かられ
77											<b>実</b>		=
								-	司	白		-0-0	F  }
6		[			(:			-	(4.5.5)		(員)原思史 4·多女		別念ニ
9			裁判所書記官	以済	に記	意見・結果は記		成	冠 表等	笼送	<b>9</b>	1	加一字
			040		-	P			犯行現場の任置、状化、犯行	犯行	<b>E</b>	2	
箇つ所		投 学 音記	内	期	裁半	内	期	裁半	(公訴事実の別)		(供述者·作成年月日·住居·專問時間等)	供加	
編して	備考	旭牙	容	В		容	E E	日前	立 証 趣 旨	立	<b></b> 目	番号	
الم	宋		,	-	のである。	期日の調査と一体となるもので	音と	日の関	P()			4 5	いたとう
1	号号	サ り 第 、	(平成 〇 年	各期	へは準備手続期/	日においてなされた事項についてのカードは、公判期日又は関	てなは、	日においてなさ	ドシ)	<b>光</b> 等日	Charles 检察官 正処等関係力		
-	1	争・イニ	八班三十二八世十二		The second			and the same and a	Control of the contro	APDRANGE GROUP CONTROL		ACCOUNTAGE COMPANY	

			(このカードは、	公判期日又は単海	<b>人は単備手統期</b>	- 1	)	Tribbin 1	
一般と	等に対象を影響には対象を見られた。	1年長仔オートル	「期日の調査と一体となるも 日にまいてかされた事項に	期日の調査と一体となるものである。	のる。名	(平成)	年 ( <b>以</b> ) 第	八八	4
	(A)	立 証 舉 旨	請求	意見		結	- 1		
			判記官		判官官官	1 答	判別	備考	つ編 て
	(供述者·作成年月日·住居·專問時間等)	(公訴事実の別)	規裁。	内	哲記期	内			箇一所
W.	23	右缀定然果		9		manufacture and the party and			
加字		d	請求·意	詞求・意見・結果はご	に記載	5 裁判所登記			23
	「藤穴を塞 からこ」	(な、な、なり)							12
_	監嘱	被告人のな被以及る包衣型							
		の在主客と				2		1	3
	(全八五葵花为花 4 4 元)	· · · · · · ·							13
	25	被告人与型液型が不至了			-	. 15		1,5	
		あること							4
	(蘇問色憲 4.4、2)					æ		8	13
	ン6 戸	被言名の身上							
									6
	(全汉市長 火、火、人)	( 4 · 4 · 5 · 25 21 )							13
	27告訴人指定者	を告诉人以情意したこと							7
201	1								38
	20 餐村正之头沙	( 外、5、25件 )	/						1:
	e.	LL CIL WITH MADERICA TO THE PERSON OF THE PE							

樣式弟.	1345	規程第	育113条	J								
(右同	<i>33</i>	松平日火男	身2	右同同	<i>31</i>	(安成紀七二	身。	(右同	一分 告 調	安藤便汉部	28 岩	
V . 4 . 3		٧٠.٤٠)		( ) . 8 . 6		( ۲۰۰۲ ، د		<i>"</i>		4.5.7		証数
	<b>右</b> 国		西考的場下の関係等(上了)被害者、被告人的旅船状况	1	た 同	) 心、被寒感情等	岩人上交際中有為正成分分人	(4:4:4:7)代	被害或情告诉《经籍等		安多(1) 1 90(5)	
174	1	164		157		149		140		139		

										1.		10000000000000000000000000000000000000	至于	正见等易系力			-	
										)	. 1/	^	)	( r . x . r	早也	(兵了草也	29	1.5
								-		言知等(同僚)	司盛	言如等(司族)	1 12			38		70
						.*:				)	′,	^	<u> </u>	4.		(对田敏明		
											係)	龙河(前体)	<u> </u>		,	37	,	
										J	",	~		( ۵.4.۴		伊田敏		
						3 <b>*</b> °					绘)	左同(同條)	to		8	]6		
										J	ッ	_		4 . 4 . 0		(池田宏美		
											(司络)	(2)	た			28	B	
	( )				(8)		] ;	1 5		त्य :	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~ !		( X . W . W		梅野博文		
		記事	裁判所發記官	製		意見・結果は	窓!	K.		でからかり、とき(上月)被害者が被告人と方思るる音(被失人)	古名のなる	風かなかり、 くぎ (上引)報害者が被告人と女郎かる子教を入る者をあり旅伽状況	で 祝祝かって た			<u>∃</u> 从	型字	加
故計	取調		内	期	裁半	内	期	裁半春記	期	の別	訴 事 実	〇 公 訴		(供述者·作成年月日·住居·專問時間等)	年月日·住民	供述者作品		
可用官印	與牙		容	В	_	容	B	4 所官印	日	山口	趣	立証			目	番号標	番	
		果	結			意見		求	請		-						77	肖陷/
(別)		- 回年	(平成	_ & R	である。	期日の調査と一体となるものである。日においてなされた事項については、各日においてなされた事項については、各日においては、各日には、日本のである。	となり、	の調査において	期日にの	年ド (m火)	1	関係	災等	( ) 東省等檢察官 証拠等関係力	等検察:	つ請求者	1 1	111111
dillamon	- Challend	THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH	The same of the saffetherm				-	-	-	Contract Contract Print Contract	The plant and the passage		-	The state of the s	The state of the s	-	Annual Control	THE PERSON

日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	樣式第	154号	規則第	188条の 113条	1	T				<u></u> 型二字字		1 2 9	
					(展野己代子 以一人)		(小田野夫 山、女)		化野冬美 4、4、次	复	(安田祭克 ナンダンの		
等者:则不多言的《见赋》	<u> </u>		<u> </u>		3,	O 34	?)	7 4	1	}0 Z.€		7d2 23	1
	•				~ ~ ~	更母) 在然思性於著	( ', )	さで飲むしてらくたるうなち人と被害なかしてトランナ	きあっな人	似な人に関する言物等へ被		《安者以明了多言的《无国统教安者》《交际状况、被参与	1 4 1 1
				#									
				,						,			
									,				
	•	2									12		
							-						
282 276 260 251										·,	0.5	<del>-</del> -1	

30								:	明人ニュー
 (			0		[通公州孝之4七月]	報	(供述者·作成年月日·住居·尋問時間等)	番号原目	( 請求着等 检验) 証拠等関係力
(		(	(	) (		被害者的病状等	(公	立	拠等関係と
)	ď	<u></u>	J	)	+ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	水等	訴事実の別)	超旨	カードバグ
					(	2	100	計成	期日の問
					 1	2	-	日	哲と一
		*				同意		意見	期日の調書と一体となるもので、日においてなされた事項についこのカードは、公料期日又は単
					(		裁判 書記官	所印	がには、各 かである。
						2	期		
			-			决定·济	内名	結	(平成 田
						(型)	取調順 裁判 遊記官	_	年(小)第一
							(i	当	小号
	$\neg$				481		四つが 所 っ		3

								.2.	7	为一系	新山	1年凯等均长,		-	•
344				•				V		^		B. A. B	(被)	)	31
									·c	同	右		員	5	
315				2				J	'n	<u></u>		٧ ٠ ٠	(被)	(+ <del>5</del> 16)	
								长父	七水少	報等為交務也求的人状处	被		貝	X	
305							-	J	ij		10000	y . y . Y	(Aut.)	(#)	
		r						歷等	红絲絲	女性了交际状况,然然愿等	7		民	ىر	
299								<b>○</b> .	1.			¥ · ¼ · / )	(1)	(被)	
										犯行的玩耍	42 45		自首	2	:3
291		書記官である	裁判所書記	部順 序 番	· 取	1 .	1 4	J	5 25 27	( 4.		(y. r. r)		(被)	
		(3) 同意	ないし	四公判番号 / な	区公判	第一	益		省.	身上經歷等.	身		員	/	削除こ年
1	取調服 裁判 番記官	内		裁 判 客記官	内	曹記 期	期 裁判 書記記	別)	事実の	(公訴		(供述者·作成年月日·住居·專問時間等)	<b>专作成年月</b>	(供述	
篇 考		容	8	見	意容	日	日請亦求		趣旨	证			標	号	1
京 号子	17011	(平成四年	3。各人	期日の調査と一体となるものである。日においてなされた事項については、各村周日又は単個手は期	期日の調査と一体となる日においてなされた事項であり、公利期日	音となった。	日のかり	( Na / )	1 2F	証拠等関係力	等		(請求者等)後祭官		削除るる

様式第154号	規程第11	3条					
(被) /	〈 (被) L	/で (被)	9	~ <i>8</i> 被)	(被)	2 (被)	6
F		員	員	員		員	. 具
u i	4 . 4 . 9	4.4.16		٧ · ٤ · ٢ <u>٠</u>	(4 · 4 · . 3 · . 3	7	記 数 等
13 A 15 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		右同(メ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	紀八次元等	松行時刘等		右同()	松门状况等.
<u> </u>				,	<u> </u>		
						-	
					-		
450	443	435	4:	30	398	363	1

			)										
								;	ドジフ	手男	正近凱等月底了	-	
			10				25	J					33
								·¢					
								J			)		
					•								
											)		
47								\( \tau \).			金沢声花 4、4、6)	金沒	
9								1	多上	被告人。身工	戸(附票を含む)	[ /9 ]	and the same
461		影判所容記官	記述	京気・結果はいる。	7.0	50   50		25.21	4 4 5 25 21	^	¥.4.7	(被)	
		A new color de paragraphic apprendix			† <u> </u>			松行状花等		七年の経済	钦	[/ <del>2</del> 検	加一学
	取調 裁判 書記官	内、	裁判 書記官期		期	裁判	期	事実の別)	(公訴事	^	(供述者·作成年月日·住居·專問時間等)	(供述者)	
篇 考		容	日	容 見	意		日請	加口	証	立、		番号標	
大の号)	年(力)	(平成 回	る。各別	期日の調査と一体となるものである。日においてなされた事項については、各日においてなされた事項については、各	と一体と	の調査となってなってなってなってなってなってなってなってなってなってなっています。	期日のおか	て (Ma」)	( ) 力 1	等関係	(C) 東東省等 幾線官 証拠等関係力	(請求	削除人主
では、大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大	STATE OF THE PARTY.		فقد بالمستندن	Section of the Sectio	Charles and Co	and subsection	Section 1	A CANADA CALLES AND CONTROL OF	description of the last	n i de la companya de	Managed and and an analysis of the second analysis of the second analysis of the second and an a	and distances	The second

様式第15		_		1 ^		T-	T	Ta	T	Ta	1	<del>                                     </del>	
			_				<u> </u>		L				
	ı		•										
												<u> </u>	
												日	
<u> </u>		)		j	-	U				J		高书等目存	
												日日	
^		<b>^</b> .		~		^				_		月台	
			İ								·	1	( (
				·								ノ	
<i></i>				<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		H	
						<del></del>							
<del></del>										- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
								i					
			+			<u>-</u>							(
													`
<del></del>	+-			<del></del>	-	<del></del>							
	+			<del></del>	_	•		<del> </del>					
											-	7	
<del></del>		<del></del>											

(被告人一名哥)

_										不クージ	正処等曷系力	_
											J	<u>35</u>
									: •c			
								<u> </u>			)	
											)	T
											2	
								<u> </u>	5			
1	ス ジャー	决定·済	2		語るべく	The second second		2	松竹竹	につて被告人の性格空付	中学出海山のででで	TO I
備考	取調順序 裁判所書記官印	内容	期日	裁判所書記官印	内容	期日	#1 #rl #C		実 旨 の 別)	立証趣	供述者·作成年月日、住居·尋問時間等〕	一 推
大学 34	年(か)第	結 平昭 成和	たていては、各人は準備手続期)	見していては、流については、流偏手に		の調書	期日にのな	請 ( ^6. / )	ド	等関係カー	(請求者等 轩霞人) 証拠等関係カー	除人子言語
A STATE OF THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE	To the second		COLUMN TOWN	and the state of the state of	Manual Called Street	and to come	Sand Laboration	M. S. C. L. C. S.	the contraction of the second	en selection de la constitue de	er men en e	

				T 6	T = -	
		- 4	4 · L		_ ^ L	
		Ē				
		-				
						F
					*	抄
<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	等目信
						1
						1
						Tally
		(40)				
		<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	$\cup$	
						The state of the s
						) and the last of
						Negative of
		_				and day
						Agreement.
						471.00
						to activate
						Control (Applie)
						difference
						Wellstein
						-
						-
						and formers than
ģ						1
	,					ĺ

(被告人一名用)

34					A LUCAS ASSET	高島		/	〔 供述者·作成年日	別除こず標	1
			J		)		١	- •	【供述者·作成年月日、住居·尋問時間等】	目	[請求者等 (第二格) ] 証拠等関係力
									(公訴事実	立証趣旨	<b>                                      </b>
<u> </u>			)		<u> </u>		<u> </u>		の別)期裁書期	日請所求日	(が) 相目の調
									内裁書記	音 音	体となるものれた事項につ
							1 1	<b>2</b> 查	期内	日 結	である。各一年成
								3 ()	取調順 裁 判書記官		四年少第至
	,   	7		_		, ,		6	· .	備考了	号 号